

平成30年（行コ）第13号 損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濟盛正 外

控訴人第5準備書面

令和元年8月23日

広島高等裁判所 第4部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 中 谷 正



同

弁護士 根 石 博



同

弁護士 中 山 修



被控訴人らの令和元年6月3日付準備書面2について認否反論する。

第1 「はじめに」について

「瑕疵の治癒」そのものの効果は、控訴理由として主張していないことは、
控訴人第2準備書面第2で述べた。

よって、この主張については、特に反論せず、事実主張や証拠の評価につい
てのみ、反論する。

第2 審査表（乙26号）の審査項目の性格（第2に対応）

〔特に争わない〕

第3 審査項目の合理性（第3に対応）

1 「正当の事由」を判断するための適正な基準である

〔争わない〕

乙26号2枚目に（工事竣功期間の延長申請）とあり、法13条の2第1項を受けている。

- 2 ①法13条、34条の目的や、②伸長が認められるのは例外的な場合のみで、③（4条の）「審査の適正を維持できない場合は、新規免許の手続の判断をすべき（原判決30頁）」

〔争う〕

①③への反論は、控訴人第4準備書面でも主張しているとおりでである。

そもそも、②のような要件は、「正当事由」から導かれるものではないし、

①から法13条の2を解釈するべきではない。

3 各審査項目について（第3-3に対応）

(1) 項目

〔認める〕

(2) (1)(2)は合理性がある

〔結論は争わない〕

〔被控訴人らが合理性を認める文中の表現については、争う〕

a 「指定期間内の確実な竣功があれば」との点

延長後の期間内においても免許時と同様、新たな事情が生じることはあり得るからである。従って、法13条の2は、1回限り等の制約を設けていないのである。

b 指定期間を定めた趣旨を逸脱する程度が小さいとの点

これまで、繰り返し主張しているように、法13条の2が目的とし、あるい

は、考慮していない事情である。

- c 法4条に基づく、免許がなされた際の審査の適正を担保するとの点
これまで繰り返し、反論しているところである。

- 4 延長許可処分は、審査項目に基づいてなされなければならない
[争わない]

第4 審査表記載の審査結果では、審査項目の要件を満たしていないとの主張について（第4に対応）

- 1 阻害要因及びその解消（第4-1に対応）

(1) 審査項目についての主張（一～二段落）

[争う]

以下、ア、イ、ウの主張は、既に述べたとおり、法13条の2の趣旨目的や要件から導かれるものではない。

ア 指定期間を定めた趣旨は災害防止への配慮の十分性等についての審査の適正を担保することにもある

[争う]

被控訴人らは、「上記のとおり」というが、どこにもそのような主張や、根拠を示していない。法4条2号を踏まえているのかと推測するが、それは、免許時に審査しているのであるから、法13条の2の要件審査においてまで考慮する必要はないし、乙26号の審査表にも指摘されてはいない。

イ 何物にも代えられない、人の生命を保護する趣旨を含むといえる

[争う]

何ら論拠が示されていない。「ア」と同様、法4条2号を踏まえるとしても、同じ反論が妥当である。また、後に主張している原発事故を、法4条2号の「災害」としているものと推測できるが、これも失当である（後述（3）参

照)。

ウ 阻害要因及びその解消の要件は限定的に解釈すべき

〔争う〕

全く根拠が示されておらず、これが「ア」「イ」を受けての主張であれば、前提である「ア」「イ」自体が失当なのである。

又、当然であるが、このような解釈を示す実務上の見解も見当たらない。被控訴人らが次に引用する実務便覧にも、そのような制約を記述していない。

エ 文献の記述

〔認める〕

(2) 審査結果の概要 (三段落)

〔認める〕

但し、被控訴人らは全文を引用してはいない。

(3) 阻害要因が解消されたとはいえない (四～十段落)

〔争う〕

ア ①ここで想定される阻害要因とは、原発の危険性及び地元住民の不安があると解されるが、②結果の概要には具体的な活動について記載されていない

〔①概ね認める〕

但し、「及び」ではなく、原発の危険性に対する地元の不安として審査している。

〔②認める〕

「概要」である以上、当然のことである。

ただ、中国電力からの回答 (乙17号～乙24号) からだけでも、次のような活動は認められる。

- ・ 山口地裁での平成26年6月11日の和解 (乙24号別紙3頁(4))
- ・ 山口地裁での平成24年7月2日の和解 (乙18号別紙2頁(b))

イ ①設計概要の変更について、敷地の嵩上げを行ったのみで、②他の災害対策

用の工事を行っていない状況では、③原子力発電所の安全対策を十分に講じた
とはいえ、④原発の危険性という阻害要因が解消されたとはいえない

〔①②否認〕

変更許可にあたって審査するのは、工事の予定計画であることは明白であつて、工事実績そのものではない。なぜなら、工事実績が伴わないことも、期間伸長の理由であるし、被控訴人らの主張するような要件は、どこにも示されていない。

なお、③④とも関連するが、法4条1項2号の「災害防止」とは、その文言のとおり、「其ノ埋立」による災害防止のことである。③④からすると、被控訴人らは、知事に原発災害の防止を求めているようである。しかし、2号は、いわゆる「ウワモノ」として、国の許可権限の原発についての災害防止を要求しているのではない。もちろん、地元住民には、原発の危険性に不安があってもおかしくはないから、その不安解消のための理解を得るべき活動が必要であることを控訴人は否定するものではない。

〔③④争う〕

そもそも、延長許可申請においては、免許申請手続におけるのと同様、国の権限である原発のリスクについては、要件となっていないことは明らかである。

被控訴人らの主張は、原子力規制法上の県の計画づくりの仕組みを誤解した主張と思われるので、念のため、説明する。

被控訴人らがここでいう「防災計画」は、原子炉の設置許可がされてから作成されるものである。

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」と略す）と災害対策基本法の仕組みは、次のとおりである。

- ① 原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策は、原災法2条6、5、7号に、防災計画は同条12号に各定義される。
- ② 実施責任者については、原災法26条2項（緊急事態応急対策）、27条2

項（原子力災害事後対策）に定められており、県のみが責任を負うものではない。そして、防災計画については、県におかれる防災会議が作成するなどするものである（災害対策基本法14条）。

つまり、知事が免許を与えた平成20年10月22日以前に、県にこのような「防災計画を策定すべき責務」がないことは明白で、法4条1項3号にいう「計画」ではないため、解釈に影響が及ぼされる必要はない。

原災法5条、基本法4条に基づき、地方公共団体は、原子力災害防災指針のようなものを作成することになるが、それは事業者が原子炉を設置して、災害が生じ得る場合のためのものである。

ウ 解消に向けた方法が示されているという程度では、延長期間内に阻害要因が解消される可能性は極めて低い

〔争う〕

行政庁は、申請者の計画をチェックするのであって、申請者の行うこと全てを審査するものではない。被控訴人らの主張に従えば、「正当の事由」は無限に拡大することになるが、それは、法の予定する解釈ではない。

エ 指定期間を定めた趣旨からすると、阻害要因が解消されたか否かが審査事項なのであって、事業者の努力の有無・程度は無関係である

〔争う〕

被控訴人らのいう趣旨については、繰り返し誤りであると反論している。

「努力」等は、見通しに影響を与える事実である。

オ ①政府は原発不新設原則を維持し、②知事はその方針に従うよう施工しないよう要請していた（甲62号）から、③かかる政策が工事の着手の阻害要因となっていたといえるから、阻害要因は解消していなかった

〔①争う〕

そのような原則があり、維持されているか否かも不明であるが（既に控訴人第4準備書面の第4-2（1）の〔争う〕〔不知〕の理由で述べている）、そも

そも、上関原発計画は法的仕組の中に位置付けられ続けている以上、この原則の対象外である。

〔②概ね認める〕

要請は、政治的判断に基づくものであるし、甲62号では、「政府の方針に従うように」とは述べていない。

〔③争う〕

2 新たな指定期間内の確実な竣功、適切な延長期間の設定（第4-2に対応）

(1) 審査結果の概要について

ア 記述の内容

〔認める〕

乙26号2枚目の右側にあるが、被控訴人らは第二文を引用していない。

イ この記述（進捗率0%）は、乙19号の中国電力回答によると考えられる

〔概ね認める〕

ウ ①不新設原則を採る政府の検討を、②中国電力は注視しており（乙18）、 ③工事に着手しようとしていない

〔①否認〕

政府はそのような原則を採ってはいない。少なくとも、上関については、該当していないということは、控訴人第4準備書面第4-2（1）の〔争う〕ないし〔不知〕の理由として反論している。

〔②認める〕

〔③否認〕

これも上記控訴人第4準備書面で反論している。

エ 村岡知事の平成28年8月3日時点の甲62号要請

〔認める〕

但し、甲62号は政治的メッセージであり、甲62号は、被控訴人らが、審

査留保が違法とする平成24年の相当、後の表明であって、本訴にとって重要な事情ではない。

オ 新たな指定期間内の「確実な」竣功は到底見込めない
〔争う〕

カ ①本件許可処分の竣功期限（令和元年7月）まで、②残り期間が約1ヶ月だが、竣功が行われる見込みが一切ない
〔①認める〕

〔②争う〕

そもそもこれは、本住民訴訟で、財務会計行為違法の前提問題とされる時期の事情であり、関連しない主張である。

(2) 本件（伸長）許可処分について

ア ①指定期間を定めた趣旨からすると、②6年9ヶ月もの長期間を延長するのは適切といえない

〔①不知〕

〔②争う〕

法13条の2の審査に基づく結果であり、法13条の2の趣旨からすれば、あり得ることである。なお、この許可処分の効力は、時的要素においても、本訴の審理対象となっていない。

被控訴人らは、「瑕疵の治癒」を控訴人が主要な事実として、主張しているものと理解しているように認められるが、控訴人は、そのような主張はしておらず、本訴審理に必要な事実ではない。

イ 文献の引用

〔認める〕

但し、引用の趣旨は、「ア」〔争う〕の理由と同じであり、失当である。

3 今後埋め立てを続行するのに十分な理由があること

(1) 審査結果の概要

ア 引用

〔認める〕

乙26号2～3頁の審査項目2についてである。

イ 指定期間は「災害の防止等人命に直接関係がある要素について審査したその審査の適正を担保するために設けられている

〔否認ないし争う〕

本準備書面の第4-1項(3)「イ」のとおり。

ウ 指定期間を延長することは限定的とすべき等

〔争う〕

既に控訴人第4準備書面の3項(12頁～)で述べている。

エ 県が審査している土地需要は極めて低く、まだ不明確である

〔争う〕

繰り返し主張するが、平成23年3月11日の福島原発事故以降、社会的・政治的に原発への見直しが行われていたから、控訴人は法的に上関が指定されている重要電源開発地点が維持されるか、解除ないし変更されるかについて、中国電力に説明を求めていたのである。これについて、乙26号の挙げる国の文書により、法的に有効であることが明確になったので、埋立免許における土地需要が、なお認められると判断しているのである。被控訴人らのいう「低く・不明確」という評価は、法13条の2の審査項目を何によって判断するものを誤っているに過ぎない。

(2) 当初免許の竣功期限時点での土地需要

ア 審査結果の概要について

(ア) 引用

〔認める〕

乙26号2枚目2のiの二段落のとおりである。

(イ) 平成24年9月の決定等（甲43号）

〔認める〕

しかし、これらは政策についての文書であるし、平成24年9月19日付の甲42号の1にも「議論を行い、国民の理解をえつつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」とあり、政策中の「原則」等も流動性を持っていたことが、明らかである。そのうえ、少なくとも、被控訴人らが提出し、被控訴人らがここで触れる甲42号や甲43号には、法的な根拠について触れた部分は全くないのである。被控訴人らのいう「推進する」の文言も一つの政策的立場でしかない。

それ故、平成24年10月23日（乙10号）以降、控訴人側が中国電力へ求補足説明を続けていた必要性等こそ、裏付けられるのである。

(ウ) 重要電源開発地点指定より不新設原則が優先し、前者は重視すべきではない
〔争う〕

繰り返すが、「不新設原則」は認められていないし、少なくとも上関はこの原則に含まれていない。被控訴人らは、上関がこれに含まれているという公的裏付けを全く提出していない。

法13条の2の許可の手續において、行政庁は、社会経済上のあるいは科学技術上の様々な要素を総合的に考慮しなければならないことから、「正当の事由」という要件を示している。そのような様々な要素のうち、「原発用地の需要」について、政治的対立がそもそもあったところ、福島原発事故により、社会経済的にも重大な変化が生じたのである。そのため、そうであればあるほど、行政庁として、確実な事情を重視することになるのは、免許時と同じく、法的にその需要を根拠付ける重要電源開発地点指定が解除されるか否かに係ってくるのである。

被控訴人らの主張は、行政の権限が「法律により行使されるべき」という、行政法のイロハを無視するものでしかなく、仮に、上関について不新設原則が

適用になるのであれば、所定の手続を経て、「解除」されている筈なのである。
(エ) 従って、期間延長後の竣功時点における土地需要が明確であったとはいえない

[争う]

(オ) 解除されない限り、知事がいつまでも延長することになり、法13条の2の趣旨に反する

[争う]

乙26号のとおり、「土地需要」についてのみ審査判断している訳ではない。

(カ) ①事業者の主張概要の二つ目の①で、中国電力自らが竣功の見通しが不明確と認めており、②期間延長後の竣功時点の土地需要が明確といえない

[①認める]

[②争う]

これは、原子炉の国の規制に関する情報を述べているに過ぎない。つまり、埋立をして発電所を建設することを前提にしているだけであるから、被控訴人らの理解は失当である。

イ ①乙26号で行政庁が「審査の結果の概要」の記述・引用、②平成24年9月の戦略等で見直されている

[①認める]

乙26号三枚目の右の欄2行目のiiである。

[②争う]

乙26号の上記箇所の上記iii等で、行政庁は考慮し、検討している。なお、平成23年12月13日付政府答弁書は、乙22号の九枚目添付資料1として、提出済みである(控訴人第2準備書面第2-3項)。

ウ 乙26号三枚目の審査結果の概要の5行目以下のiiiについて

(ア) 引用

[認める]

(イ)「踏まえる」としているから原発の新增設を行わないという方針は変更されていない

[争う]

そのような断定はできない。二件の文書の「踏まえる」としている作成者は、閣議であり、組織法上、上位の判断を示していることは明らかである。

(ウ)「中国電力への具体的指導がなかった」との記述

[認める]

(エ)原則からして具体的指導をする必要がなかったからに過ぎない

[争う]

仮に、被控訴人らの主張する原則（上関も含むとして）を政府が決め、かつ、その法的表現である重要電源開発地点指定を解除するというのであれば、国は解除し、中国電力に対し、例えば、原子炉設置の許可申請の取下げ等、様々な形で指導する筈である。

(3) 処分時点（控訴人は伸長等の許可時という意味と推測して認否する）での土地需要について

ア 審査結果の概要

(ア) 引用

[認める]

乙26号三枚目の破線の下の記事のことである。

(イ) 上述 ((2) ア (オ) のまとめ) 主張 (の繰り返し)

[争う]

(2) ア (オ) の [争う] の理由のとおり。

イ ii について

(ア) 引用

[認める]

(イ) 事実上白紙になったとはいえ、上関原発の新設が求められているわけでもな

い

〔争う〕

行政庁は法的根拠に変動がないことを確認し、それによって、他の資料との整合性を確認したのである。

ウ iiiについて

(ア) 引用

〔認める〕

(イ) 土地の需要の明確性の考慮事項とはならない

〔争う〕

上記イー(イ)の〔争う〕理由と同じ。

(4) 延長(伸長が正しい)許可処分にかかる申請は、土地需要についての審査項目の要件を明らかに充たしていない

〔争う〕

第5 結論

〔争う〕

a 被控訴人らの準備書面2は、冒頭のまとめでは、「本件判断留保の瑕疵は治癒されないこと」を主張するものと認められる。

そのまとめの理由が第5である。ここでは、法13条の2について、行政庁が平成28年8月3日に行った許可決定の違法をもって、「治癒」しない根拠としていると理解できる。

b しかし、控訴人は、「瑕疵の治癒」を主張していない。

c 「判断留保」が違法か適法かは、正にその判断過程に挙げられる事実によって判断されるべきである。最終的な「許可の違法」をもって「判断留保の瑕疵」を根拠付けることは、矛盾であり、失当である。

以上